

公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。
当プロポーザルに参加を希望する者は、以下の関係書類を作成のうえ提出されたい。

令和6年7月5日

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会
会長 北村 孔敬

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 令和6年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係る実証実験業務
- (2) 委託業務の目的 本業務は、「令和3年度ひたちなか大洗地区交通状況調査（解決策提案型）」業務において取りまとめた渋滞対策の一部について実証実験を実施し、その効果を検証するものである。
- (3) 委託業務の内容 仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (5) 見積限度額 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内
※なお、この額は事業内容の規模を表すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 資格要件

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 日本国内に住所を有する法人又は個人であること。

3 審査方法及び評価項目

協議会内に設置した審査委員会において、以下の評価項目により提出された企画提案書の審査を行い、必要に応じてヒアリングを実施したうえで、総合的な判断で契約候補者を決定する。採否については、審査後通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

【評価項目】

大項目	小項目	内容
企画内容	事業への理解度	事業内容を理解し、募集要項に沿った内容であるか
	地域の理解度	地域の課題を理解し、課題解決に即した内容であるか
	地域への貢献度	地域の課題に対応し効果が期待できる内容であるか
	提案内容の発展性	次年度以降も地域の課題解決に有効性がみられる内容であるか

実行力	実施体制	本提案を実現する人員体制は十分確保されているか
	計画の妥当性	スケジュール・資金計画が効率的かつ妥当であるか
	業務遂行能力	本提案を実現する強み・ノウハウを有しているか
経済性・その他	見積額の妥当性	見積提示額が妥当であるか
	類似事例	同種又は類似業務の内容が本事業への有効性がみられる内容であるか
	その他	上記の審査内容以外の評価事項

4 手続き等に関する事項

担当部局 ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会事務局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

(茨城県政策企画部地域振興課内)

電話 029(301)2778

FAX 029(301)2789

E-mail chikei5@pref.ibaraki.lg.jp

5 質問の受付

本件の内容に関する質問については、質問書(様式3号)により、令和6年7月11日(木)17時まで、担当部局にて電子メールにより受け付ける。なお、質問を提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(1) 提出先

「4 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

(2) 回答方法

質問は、令和6年7月12日(金)17時までに電子メールにより回答する。

6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数 郵送の場合

①企画提案提出書(様式1号) 1部

②資格要件に係る申立書(様式2号) 1部

③企画提案書(任意様式) 7部

仕様書の内容を踏まえ、下記の内容を盛り込むこと。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

イ 業務実施体制、作業工程

ウ 過去5年間の同種又は類似業務の実績

④見積書(任意様式) 1部

(2) 提出期限 令和6年7月17日(水)17時必着

(3) 提出方法 電子メールまたは郵送(送付記録が残るもの)に限る。なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

(4) 提出先 「4 手続き等に関する事項」の担当部局に同じ。

7 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は協議会に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。